

平成28年6月15日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 江上新治
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | |
|---|---------------------|---|-----|---|
| 市 | 長 | 小 | 松 | 政 |
| 副 | 市長 | 前 | 田 | 美 |
| 教 | 育 | 浦 | 郷 | 究 |
| 副 | 教 育 | 浅 | 井 | 雅 |
| 技 | 監 | 松 | 尾 | 定 |
| 総 | 務 部 | 北 | 川 | 政 |
| 企 | 画 財 政 部 | 平 | 川 | 剛 |
| 営 | 業 部 | 井 | 上 | 祐 |
| 営 | 業 部 理 事 | 千 | 賀 | 耕 |
| 営 | 業 部 理 事 | 小 | 田 | 修 |
| く | ら し 部 | 大 | 宅 | 敬 |
| く | ら し 部 理 事 | 井 | 上 | 将 |
| こ | ど も 教 育 部 | 諸 | 岡 | 隆 |
| こ | ど も 教 育 部 理 事 | 水 | 町 | 直 |
| ま | ち づ ぐ り 部 | 古 | 川 | 清 |
| 山 | 内 支 所 | 橋 | 口 | 一 |
| 北 | 方 支 所 | 岩 | 瀬 | 清 |
| 会 | 計 管 理 者 | 中 | 野 | 博 |
| 上 | 下 水 道 部 | 笠 | 原 | 孝 |
| 総 | 務 課 | 川 | 久 保 | 和 |
| 財 | 政 課 | 松 | 尾 | 徹 |
| 企 | 画 課 | 古 | 賀 | 龍 |
| 選 | 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 神 | 宮 | 一 |
| 監 | 査 委 員 事 務 局 長 | 末 | 藤 | 勇 |
| 農 | 業 委 員 会 事 務 局 長 | 永 | 尾 | 淳 |

議 事 日 程 第 5 号

6月15日（水）10時開議

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第38号議案 | 専決処分の承認について（平成28年度武雄市一般会計補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第2 | 第39号議案 | 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第3 | 第40号議案 | 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第4 | 第41号議案 | 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第5 | 第42号議案 | 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第6 | 第43号議案 | 武雄競輪場メインスタンド等電気設備工事請負契約の一部変更について（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第7 | 第44号議案 | 武雄競輪場メインスタンド等機械設備工事請負契約の一部変更について（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第8 | 第45号議案 | 町の区域の変更について（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第9 | 第46号議案 | 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第10 | 第47号議案 | 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会分割付託） |
| 日程第11 | 第48号議案 | 専決処分の承認について（平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第12 | 第49号議案 | 武雄市長等の給料の特例に関する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第13 | 第50号議案 | 財産の取得について（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第14 | 第51号議案 | 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第15 | 報告第3号 | 平成27年度武雄市競輪事業特別会計継続費繰越計算書の報告について（質疑） |
| 日程第16 | 報告第4号 | 平成27年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑） |
| 日程第17 | 報告第5号 | 平成27年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑） |
| 日程第18 | 報告第6号 | 平成27年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑） |

- 日程第19 報告第7号 平成27年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第20 報告第8号 平成27年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第48号議案から第51号議案までの4件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第38号議案

日程第1. 第38号議案 専決処分承認についてを議題といたします。

第38号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第38号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第2回）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第39号議案

日程第2. 第39号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第39号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第40号議案

日程第3. 第40号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第40号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第41号議案

日程第4. 第41号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第41号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第42号議案

日程第5. 第42号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第42号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6・第7 第43号議案・第44号議案

日程第6. 第43号議案 武雄競輪場メインスタンド等電気設備工事請負契約の一部変更について、及び日程第7. 第44号議案 武雄競輪場メインスタンド等機械設備工事請負契約の一部変更についての2件を一括議題といたします。

第43号議案及び第44号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第45号議案

日程第8. 第45号議案 町の区域の変更についてを議題といたします。

第45号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第46号議案

日程第9. 第46号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

第46号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第47号議案

日程第10. 第47号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始いたします。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

14款. 予備費のこの減額の171万9,000円、この内容について御説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

平川企画財政部長

○平川企画財政部長〔登壇〕

平成28年度武雄市一般会計補正予算書（第3回）の予備費の補正についての御質問でございます。

（9）ページのほうの一番下のほうに第14款の予備費の補正で171万9,000円の減額補正をかけております。これは6月補正予算の一般財源としての財源調整の金額として、予備費から171万9,000円を充当したものでございまして、その分の減額でございます。

○議長（杉原豊喜君）

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

（6）ページのですね、放課後児童クラブの空調の件ですけども、流れから言えば武雄保育園が移転した後に児童クラブを設置するということと思うんですけども、勉強会の説明ではですね、耐震もないので短期的なものになるだろうということをおっしゃったんですけども、大体どの程度の期限を考えているのかですね。

次に、もういっぺんに言いますが、（8）ページの小学校外国語オンラインの件ですけども、大体テレビで見るところですね、フィリピンの方が多いたと思いますけども、1対1でスカイプを使ってお話しをしながら英語を勉強するというので、予算も少ないし実際どのような格好でやっていくのかなということですね。（発言する者あり）

3番目はですね、その項目の委託料のところですね、アンケート調査って貧困対策のアンケート調査だと思いますけども、今は準要保護とかいろいろ調べてありますよね。それで今度はどういう範囲にどういう内容をしてですね、いつごろ結果を出そうと思っておられるのかですね、その3点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども教育部長〔登壇〕

おはようございます。御答弁を申し上げます。

まず児童クラブの関係でございましたけれども、これについては一時的な利用という考え方であります。そういうことから、年数を何年というふうに具体的には申し上げるのではありませんけれども、あくまで当分の間というふうに御理解をいただければというふうに思います。

それから（８）ページのオンラインの英会話の授業の関係でございますけれども、これについては予算の議決をいただきました後ですね、期間的には夏休み明け、９月から来年の３月、月１回ぐらいのペースで年７回実施をしたいというふうに考えております。対象は全小学校の６年生を対象に考えているところでございます。

それから、委託料の関係でございます。これは子ども貧困の関係でアンケート調査をしたいというふうに考えておまして、内容的にはどういう点で困っていらっしゃるのか、いわゆる困りごとなどをですね、お聞きしていくということになろうかというふうに考えていますが、合わせて学校等からのヒアリングも予定をしているところでございます。

なお、アンケートの関係につきましては小学１年生の保護者の方及び小学５年生、それから中学２年生の児童生徒及び保護者。全体で２、２００人ぐらいになろうかと思っておりますけれども、そういう方々からのアンケート調査を考えているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11 第 48 号議案

日程第 11. 第 48 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。大宅くらし部長

○大宅くらし部長〔登壇〕

おはようございます。第 48 号議案 専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。議案書のその 2 の 1 ページと 2 ページ、並びに別紙のほうをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 5 月 31 日付で別紙のとおり平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について専決処分をいたしましたので、議会に御報告をし御承認をお願いするものでございます。

別紙の最後のページになります。（４）ページをごらんいただきたいと思います。歳入におきまして、第 13 款を設け前年度繰り上げ充用金の追加を行っております。これにつきましては平成 27 年度において、２億 1,565 万 7,667 円の歳入不足が生じたので、翌年度すなわち平成 28 年度からの繰り上げ充用金で、その不足額を補填する必要が生じたために専決処

分により補正を行ったものでございます。平成 27 年度の国保財政の収支についてであります
が、平成 30 年 4 月から国民健康保険が広域化することに伴いまして、佐賀県市町国民健康保
険広域化等支援方針の中で平成 29 年度末までに累積赤字を解消することになっております
ので、一般会計から法定外の繰り入れを 1 億円行い、さらに佐賀県広域化等支援金から借り
入れを 4 億 600 万円行いまして、累積赤字の一部解消を行っております。その結果、累積で
2 億 1,565 万 7,667 円の赤字となったところでございます。

なお、今回の繰り上げ充用金を賄う財源といたしましては、前のページの（3）ページに
掲げております、国庫支出金と県支出金を計上いたしているところでございます。

以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、武雄市の国民健康保険財政は非常に厳しい
状況となっております。引き続き、保険税の収納率向上や特定健診の受診率向上などにより、
国保財政の健全化に向けて取り組みを進めてまいり所存でございます。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます、第 48 号議案の補足説明といたしま
す。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ご
ざいませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 48 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補
正予算（第 1 回）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 12 第 49 号議案

日程第 12. 第 49 号議案 武雄市長等の給料の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。第 49 号議案 武雄市長等の給料の特例に関する条例について御説

明申し上げます。

平成28年5月31日付で熊本地震に伴う派遣職員による不祥事に係る関係職員の処分を行いました。今回の不祥事に対し、組織のトップである私の責任を明確にし、今後の信頼回復につなげるために私の給料月額を平成28年7月から同年9月までの3カ月間、10%減額するものであります。また、副市長及び教育長についても、管理監督責任として給料月額を平成28年7月から同年8月までの2カ月間、10%減額するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第49号議案に対する質疑を開始いたします。

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねいたします。

さっきの説明で管理責任ということで説明がございましたけれども、これに教育長が入っているという理由を、市長部局であるならば。教育部局ならば教育長の責任があつてその上にも責任があると思いますけれども、今回それを町民の皆さんから教育委員会の関係の人ですかという話をいろいろ聞きますので、名前は言えませんがその理由をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

今回、教育長も含むということにつきましては、組織全体の職務規律の徹底が不十分であったという点に鑑みまして、私、副市長、教育長、三役の給与を減額したいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

もう一点確認しますが、3月か4月ごろですね、教職員の不祥事があったということがありますけれども、その件とは全然関係ないということですね、今回は。（発言する者あり）

○小松市長〔登壇〕

小松市長

○小松市長〔登壇〕

今回の件については、熊本地震の不祥事に対します組織としての責任、これに対しまして三役の給与を減額したいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

一般質問でもさせていただきましたけれども、今回この議案からいけばまず本人さん、当事者の方と量刑というか、中身が一緒になっておるわけですけど、やはり市長の管理責任というのは本人さんと全く同じ量刑になっておる、そこが一つその理由をひとつお伺いしたいのと、あとすみませんちょっと確認ですが、さきにありました酒気帯びのときのですね、そのときもこのような形を取りましたっけ。すみません、きょう議案が出て来てちょっと資料、私も今手持ちがないものですから、その確認をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

今回の不祥事に関しましては、市民の皆様からも大変厳しい声をいただいております。また私、副市長を初め、三役で議長と議会の皆様にもお詫びの御報告に行ったところ、服務規律が不十分であったのではないかと、そういった厳しい御指摘をいただいております。そういった点で今回ですね、服務規律が全職員に対して徹底されていなかったというところについて、組織としての責任、加えて社会的影響力の大きさに鑑みまして、私自身、不祥事を起こした職員と同等の減額、責任ということで減額をしたいというふうに考えております。

また、酒気帯びのときについてはこのような措置は行っておりません。今回につきましては、市民の皆様、議会の皆様、そして被災地の皆様、全国に対してですね、ものすごく信用を失墜したと、そういった影響の大きさに鑑みまして、私並びに副市長、教育長の給与を減額したいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 50 号議案

日程第 13. 第 50 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。諸岡こども教育部長

○諸岡こども教育部長〔登壇〕

議案書その 2、4 ページ及び議案資料 1 ページをごらんください。第 50 号議案 財産の取得につきまして補足説明を申し上げます。

取得する財産につきましては、I C T 機器関連等一式でございます。内訳につきましては、市内全小学校へのタブレット型端末 1,000 台の整備にかかるものでございます。取得の価格は 7,216 万 9,920 円でございます。取得の相手方につきましては株式会社エデュアスでございます。

今回取得する機器の選定につきましては、武雄市小中学校タブレット端末選定委員会において協議がなされ、タブレット端末の児童と先生の連携を行う学習支援システム及びそのサーバーとの接続等の効率的かつ円滑な業務遂行が望まれ、かつ小学生の使いやすさを考慮した機器、画面、サイズの選定などを勘案した上でタブレット型端末を選定され、教育委員会に答申いただいたものでございます。タブレット端末につきましては、東芝社製、ウィンドウズタブレット S80、画面サイズ 10.1 インチでございます。

以上で第 50 議案の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。

7 番池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

何点かお尋ねしたいと思います。

今回、小中学校タブレット選定委員会ですかね、その中で議論をしていただいたということですが、小学校に導入されたのが 2 年前で KE I A N のタブレットが導入をされております。今回使いやすさとか、さまざまなものを勘案して更新をするということですが、前機種に対するいろんな報道もなされてですね、フリーズとかいろんな問題が取り上げられましたけれども、そういうところを選定委員会なり、検証委員会は選定委員会しか言われていないので、検証をされてこれじゃだめだから更新をしなければいけないねという議論になったのか、実際ですね、2 年しかたっていない中にこの更新が必要だったのかどうなのか。

それとですね、契約書を——これ議決が通ればですね、本契約書になるんでしょうが随意契約ということで、その中においてですね、随意契約によることとした根拠条文及び理由を具体的かつ詳細に記載することということになっております。

また、エデュアスさんと契約を結ばれるに当たってですね、ほかの業者さんが何社いたのか。見積もりを何社から取られたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども教育部長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

なんで 2 年間でということですが、これについては当初予算の予算審議の折りでも御説明を申し上げてきたというふうに考えていますけれども、現在導入しております端末の保守の期間、いわゆる保証期間ですね。これが 2 年で切れるということから、安定的かつ継続的に 1 人 1 台のタブレットを小学生、あるいは中学生に維持していくと、こういう施策を進めるにあたってはどうしてもこの 3 年目に当たる今年度、更新の事業が必要であると、こ

うということから予算のお願いをしてくれているということでございます。この議決を受けまして、今回その機種等を具体的に選定してきたということでございます。

それから、今回の選定委員会での選定作業でございますけれども、指名型のプロポーザルという形式で審査を行いました。これは契約の分類としては随意契約という範疇に入るものでございますけれども、このプロポーザル審査というのはこういう企画、あるいは提案型の機種等が必要な部分については単に金額だけで評価をするのではなくて、その内容等を厳しく審査をしながら、武雄市の子どもたちにとって、あるいは先生にとって最も相応しいものを選ぶ、そういう趣旨から武雄市のほうが仕様書をつくりまして、これに基づいた提案をしていただくと。

提案をしていただく指名をしたのは4社ということでございます。これについては、市内のICT関連の実績がある事業者を指名した（217 ページで訂正）というところでございます。この中から、3社から応募があったということで、その3社の提案内容を厳しく選定委員会の中で選考いただいたということでございます。

御質問に対しての説明は以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

7 番池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

市内の業者を選定したと今説明を受けましたけれども、東京、取得の相手方、東京都港区と書いてあります。

それと前機種は今使われているKEIANのタブレットのことは検証されたのかどうか。機種について性能とかいろんなものを勘案をされて、これじゃだめだからウィンドウズという結論になったのか、その辺のところを再度お尋ねをいたしますけれども。

あと、前回同じエデュアスさんで、アンドロイドでしたよねOSは。今回、ウィンドウズにかえられたという理由と、それと1回目にお聞きしましたけれども、根拠条文及び理由の具体的かつ詳細な記載という部分は、契約書ではなくてほかのところに記載をされているのか。

それとですね、エデュアスさんの会社について説明を求めたいと思います。その理由についてはですね、このエデュアスさんと先日、競輪場のネーミングライツで出てきたオッズパークですね。この会社とこのエデュアスの住所が同じ所なんですよね。会社名が違うだけで代表取締役も同じ方です。この会社の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども教育部長〔登壇〕

先ほど事業者の応募の関係で申し上げましたけれども、市内というふうに申し上げたわけですが、正確に申し上げますと4社に指名をしたということですが、そのうち2社が市内、それから市外が2社ということで、その分については御訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから検証の関係でございますけれども、今回は保証期間が切れるということで新たに2年たった後の、これからの将来の端末等を踏まえてどれが一番相応しいのかというようなことでの選定作業をしていただいたというところでございます、その中から最も相応しいものが今回御提案している機種であるというところでございます。

それから、端末等ウィンドウズに今回はなったわけでございますけれども、これはどの機種、あるいはOSを使う、こういう指定はしておりません。仕様書の中では幅広く御提案をしていただく。ただし、武雄市が求めるレベルの最低限のものだというのは仕様書の中では示しているわけございまして、この分については当然機能として備えていただく、こういう状況のもとに幅広くしたということでございます。その中から結果としてウィンドウズが選定をされたということでございます。

それから、根拠条文の関係については手元に資料を持ちませんので後ほどお答えさせていただきます。

それから会社概要でございますけれども、このエデュアス社というのはこのICT関連の機器を扱われている事業者であるというふうに承知をしております。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

市外2社から最終的には応募があった、応募というかですよ、2社が残ったということですよ。考え方としては、市外と会社名は出せないですよ、もう1社のほうは。

それと契約に当たって、根拠条文等あれがないというのは契約するときに明記しなければならないということになっているんですよ、随意契約の場合ですね。それが手元に資料がないということですが、それと会社をちゃんと調査されたのかどうかですね。そういう機器を扱う会社だということで今お聞きしましたけれども、以前の登記を調べたところ全然違う業務内容の登記になってました。

ちゃんと調査されたのか、その辺お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども部長〔登壇〕

指名の関係でございますけれども、今一度御答弁させていただきますが、指名をさせていただいたのは市内事業者2社、それから市外の事業者2社、合計の4社でございます。そ

のうち1社が辞退をされましたので、3社から提案をいただいた内容で審査をしたということでございます。

それから、会社のエデュアスについてでございますけれども、先ほど申し上げましたようにICT関連を扱っていらっしゃる事業者ということで、既に現在の端末等を導入をしていただいて、武雄市で事業をしていただいている実績のある事業者であるというふうに考えております。(発言する者あり)

〔7番「オッズパークの関連もお聞きしましたけど」〕

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども教育部長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

オッズパークの関連については別会社であるというふうに考えております。それ以上のお答えについてはできないということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

KEIANのやつを入れたわけですよ。それで選定委員会で、ものすごくいいちゅうことで、私はどうかなと思ったけど、いいということで入れたわけなんです。それで使っていると。少しトラブルもあるけれども、予備機もつけているから大丈夫というようなことですね。結局ですね、保証期間が2年だからかえるっていうわけですよ。これもったいな話ですよ。機械が古くなってできんからかえるならいいですけども、だから保証期間ですよ、延長の契約をしたらいいだけじゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども部長〔登壇〕

更新を今回いたすわけでございますけれども、まだ現在使っている機種については2年間が経過しただけということでございます。我々としては当然5年間ぐらいは使っていきたいということでございます。ですから、現在の残りの部分、全部をかえるわけございませんので、残りの分については今後も引き続き使っていく。そして逐次更新をすることになると思いますが、かえた分については破損等ですね、故障等が発生をした場合に予備機という形で使って、今後も使っていくということに対応したいというふうに考えてます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この選定委員会の議事録があります。以前、結局は開示請求で取らざるを得ないという形で、その資料があるのになかなか出てこなかったという、これに関することではありませんけれども、執行側として進めていく以上、議事録があろうかと思えます。お尋ねをしています、まず1点。

今、保証期間の問題言われましたが、KEIANも保証期間は2年、先ほど耳にした保証期間は2年やろうもんと、IT機器は2年やろうもんという話がありましたが、先ほど部長5年は使いたいと、今回の件は。今回のエデュアスのこのウィンドウズ、これも同じ保証期間は2年と。2年ですけども5年使うと。じゃあKEIANは保証期間が2年だと、だからもうかえますと。そのかえる理由は为什么呢。そうすると、KEIANを選定委員会が選択したときのことが問われるんじゃないかと思うんですけど、私手元にありませんので、KEIANを平成26年度導入するときの選定委員会の議事録があれば提出していただきたいなど。

もう一つ、このエデュアスのこういう非常にさまざまな今IT業界の中で、いわゆる技術力をそれぞれ競い合われているわけですけども、多分親会社があろうかと思えますが、多分この競輪場のことの選択のときに、耳にした親会社は有名な会社であり、多分このエデュアスもそうした親会社の子会社かなと思えますが、答弁できればその3点お願いします。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部長

○諸岡こども部長〔登壇〕

選定委員会の御質問でございましたけれども、当然選定委員会については8名の委員さんで構成をしていただいて慎重な御審議をいただいたということでございます。ただ、その内容あるいはお名前については公表は控えさせていただいております。

それから保証期間の関係で御質問がございましたけれども、保証期間は2年間であります。ただし、2年過ぎれば全く使えなくなるかということでございますが、ですから5年程度は使っていきたいということで御説明したわけでございますが、逐次5年過ぎてしまってその段階ですべてをいっぺんに更新をしてしまうというのは、財政的な面も含めて難しいことがございますので、今回そのうちの1,000台について更新をしたいということでございます。1,000台で全部を更新するわけございませんので、全部で3分の1程度でございます。そうすると残りの分については当然今後も使っていくということでございます。ただし、1,000台分については、現在使えている分がありますので、その分は故障等に対応する予備機として使っていきたいということで考えております。

それからエデュアス、会社のことでお尋ねございましたけれども、私のほうとしては今回ICTの機器を導入する事業者。これまでも導入していただいている会社であるというふう

に承知をしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

議事録はありますかと、部長。議事録、会議録はありますかという質問です。

○諸岡こども部長（続）

選定委員会の議事録の件でございますが、当然これは事務局がおりますので、その分については作成をしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 51 号議案

日程第 14. 第 51 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。平川企画財政部長

○平川企画財政部長〔登壇〕

第 51 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、武雄市こども図書館建設事業に係る基本設計の完了に伴い平成 28 年度、29 年度の 2 カ年の継続事業で工事費等に要する経費をお願いいたしております。補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に 1 億 6,270 万円を追加をし、補正後の総額を 254 億 9,878 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条の継続費につきましては、4 ページの（第 2 表、継続費補正）のとおり、武雄市こども図書館建設事業の本体工事、工事監理業務委託、及び備品購入等にかかる継続費 3 億 8,750 万円の設定をお願いするものでございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、5 ページの（第 3 表、地方債補正）のとおり、こども図書館建設事業について変更をお願いするものでございます。

歳出について御説明を申し上げます。予算説明書の（4）ページをごらんください。

10 款教育費、5 項社会教育費、4 目図書館費について、15 節工事請負費では子ども図書館建設事業にかかる本体工事費、電気設備工事費、機械設備工事費等で 1 億 4,700 万円、敷地整備工事に 800 万円。また、18 節備品購入費では、家具等の購入をお願いをいたしております。

また、歳入につきましては予算説明書の（3）ページをごらんください。今回の補正の財源は市債として合併特例債 1 億 3,470 万円。基金繰入金といたしまして、公共施設整備基金から 2,800 万円をそれぞれ計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 51 号議案に対する質疑を開始いたします。

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

工事費ということですけども、駐車場を確保するというお話があるんですけども、外構工事とかなんとか、ちょっとあんまり聞かなかったんですけども、駐車場整備の費用というのは、この中から工面してくるのかどうかについてが 1 点ですね。

もう一つは今すでに予定地の前の川をですよ、ビオトープにするのか、子どもの川遊びにするのか知らんけど工事をしてありますよね。それはもうこれとは別の話になるんですかね。

この 2 点について。

○議長（杉原豊喜君）

水町こども教育部理事

○水町こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。

まず駐車場のお話でございますけれども、駐車場整備の費用については今回の要求額には入っておりません。29 年度、来年度以降の予算でお願いすることになろうかと思っております。

それから水路工事の点でございますけれども、水路工事については暗渠という形で整備をさせていただくよう当初予算のほうでお願いをしているところでございます。すでに議決いただいて、着工しているところでございます。その整備後の姿でございますが、そこにつきましては人が通れるような形になろうかとは思いますが、いろんな施設に活用するというような形では、現在のところは考えておりません。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原一雄議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

2 カ年、2 年度にわけて提案されているんですけど、その内容について御説明ください。

○議長（杉原豊喜君）

水町こども教育部理事

○水町こども教育部理事〔登壇〕

内容でございますけれども、予算書の（4）ページをごらんいただきたいと思います。委託料につきましては 480 万円をお願いをしておりますけれども、これは工事監理業務委託料ということで来年度も引き続き行いますので、今年度の分については 480 万、来年度分については 720 万で、トータルの 1,200 万で予算をお願いしたいと思います。

それから工事費ですけれども建設工事費 1 億 4,700 万、これ今年度分でございますが、来年度は 2 億 2,030 万ということで、トータル 3 億 6,730 万で予定をしているところでございます。これにつきましては建物本体、電気設備、機械設備、それから外構工事を含んでおります。

それから 18 節の備品購入費 310 万円ですね。これにつきましても、今年度分が 310 万円、来年度分として 460 万円を予定して、770 万円をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 報告第 3 号

日程第 15. 報告第 3 号 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであります。この程度にとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 4 号

日程第 16. 報告第 4 号 平成 27 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 17 報告第 5 号

日程第 17. 報告第 5 号 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 18 報告第 6 号

日程第 18. 報告第 6 号 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報

告についてを議題といたします。

報告第6号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第19 報告第7号

日程第19. 報告第7号 平成27年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第7号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第20 報告第8号

日程第20. 報告第8号 平成27年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第8号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時49分

